

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成28年8月22日（月）
午後 2時30分～午後 3時30分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席委員：（12名）
4. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 25号 非農地証明願いの審査について
 - 報告第 6号 農家基本台帳新規搭載について
5. 農業委員会事務局出席職員（3名）

6. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成28年第8回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんそれぞれお忙しい中、定例会にご出会いただきありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃よりそれぞれの担当地区にてご尽力くださりお疲れ様でございます。それでは早速お手元の資料に基づきご審議の方をよろしくをお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたしたいと思います。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、9番、10番をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案2件でございます。まず、議案第23号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第23号、受付番号1から2を議案書をもとに朗読】</p> <p>受付番号1から2までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
1 番	<p>1 番について説明いたします。先般、譲渡人に確認したところ今後農業をすることが出来ないとのことで買い手を探しており、譲受人へ話を持ちかけたところ買い受けていただいたとのことでした。 譲受人にも確認いたしましたところ、農地が欲しかった折に譲渡人から売買の相談を受け、了承したとのことでした。以上です。</p>
1 2 番	<p>2 番について説明いたします。譲渡人へ電話にて確認したところ、今まで農業は行っておらず、また今後も農業をすることは出来ないということで元々本家である譲受人へ畑を返上する形で贈与したということです。 譲受人へも確認いたしましたところ、現在は兼業ですが将来的に農業に力を入れていきたいとのことで贈与を受けたとのことです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第23号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第23号は原案の通り決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、6件でございます。</p> <p>第24号の議案書をご覧ください。喜界町より平成28年8月31日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。</p> <p>賃貸借権の設定が3件、売買が2件、使用貸借が1件です。面積は、合計11,328㎡です。</p> <p>【議案第24号、計画番号9番から14番の農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等はございますか。
9番	計画番号14番についてですが、農事組合法人の代表の年齢は？
事務局	44歳です。
3番	代表者・役員は元々島外の方のようですが、現在島内に在住しているのですか。
事務局	住所移転はしています。
3番	現場を見ましたが、現況荒れ地で土地改良事業にも入っていない土地です。今回の申請筆のうち1筆は重機を入れて開けている状態です。
事務局	遊休農地の解消については町単独事業を利用するということで申請を行っております。ただし作物を植えられる状態まですることが条件となっております。
8番	作付予定作物は？
事務局	園芸作物（かぼちゃ）です。

5番	現場を見ましたが現在の遊休農地（荒地状態）を解消し、法人として島内で農業を続けていくことが可能かどうか懸念されますね。
議長	ありがとうございました。 他にご質問ご意見等はございますか。
議長	【質問、意見なし】 よろしいでしょうか。それでは、計画番号9番から14番につきまして採決いたします。議案第24号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第25号「非農地証明願いの審議について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 今月の非農地証明願いの案件は、1件でございます。
事務局	それでは議案第25号の議案書をご覧ください。 【議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明】
議長	ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
4番	副会長・事務局職員を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。申請地は事務局の説明にもありましたとおり、地目は畑ですが、現況は宅地となっています。数十年前から農地として利用されておらず周辺の状況から見ても非農地として妥当だと思われま。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。意見等ございますか。 【質問、意見なし】
議長	よろしいですか。それでは議案第25号につきまして採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】

議長	全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。
----	--------------------------------

発言者	発言内容
議長	次に報告事項に入ります。報告第6号の「農家台帳新規登載について」 ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	報告第6号「農家台帳新規登載報告書」の件数は2件でございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第6号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。 【発言等なし】
議長	よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第6号を終わります。

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもって平成28年第8回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 奥 豊 和

議事録署名委員 保科 一美